

平成二十六年六月二十七日受領  
答弁 第一二六三号

内閣衆質一八六第二六三号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出検察庁における調査活動費に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出檢察庁における調査活動費に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

檢察庁の調査活動費の性格、予算、主な用途、適正な執行を確保するための措置等について説明を受けている。

三及び四について

檢察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。